

2008年10月30日

みちのく銀行で 変額個人年金保険・変額終身保険の3商品を販売開始

ハートフォード生命保険株式会社（代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン）は、2008年11月4日（火）より、株式会社 みちのく銀行（代表取締役頭取：杉本 康雄）において、変額個人年金保険「アダージオ プラス5」、変額終身保険「フォーライフ ステップアップ」、「フォーライフ マイチョイス」の3商品の販売を開始します。

変額個人年金保険「アダージオ プラス5」は、年金原資保証機能を強化し、運用成果にかかわらず10年運用後の資産残高に「5%プラス」した金額を年金原資として保証する変額個人年金保険です。また、変額終身保険「フォーライフ ステップアップ」、「フォーライフ マイチョイス」は、一時払保険料を特別勘定で運用し、被保険者が亡くなられた時の資産残高または基本保険金額（一時払保険料相当額）のいずれか大きい金額を受け取ることができる相続ニーズに対応した商品です。

商品名	商品の主な特徴
変額個人年金保険 アダージオ プラス5 変額個人年金保険は ・元本割れとなるリスクがあります。 ・所定の手数料等がかかります。 必ず こちら をご覧ください。	5%プラスの年金原資保証（10年の運用期間満了時に適用） ・資産残高が基本保険金額を上回った場合は、資産残高に基本保険金額の5%を加算した金額を保証 ・資産残高が基本保険金額を下回った場合は、基本保険金額の105%を最低保証 （解約時および死亡時等は、5%プラスの適用なし）
変額終身保険 フォーライフ ステップアップ 変額終身保険は ・元本割れとなるリスクがあります。 ・所定の手数料等がかかります。 必ず こちら をご覧ください。	90歳までのステップアップ死亡保障 ・一時払保険料は国内外の株式や債券等で運用 ・運用成果に応じ被保険者が90歳でむかえる契約応当日まで死亡保険金の最低保証額を毎年見直し ・運用実績に応じ最大で基本保険金額の150%まで死亡保険金の最低保証額がアップ
変額終身保険 フォーライフ マイチョイス 変額終身保険は ・元本割れとなるリスクがあります。 ・所定の手数料等がかかります。 必ず こちら をご覧ください。	1年に1回、運用益を確保できる特別引出機能 ・第1回目の契約応当日以後、1年に1回、運用益部分（資産残高のうち基本保険金額を上回る部分）を引出可能 ・特別引出を利用しても、死亡保険金の最低保証額は減額されない

ハートフォード生命は、米国の大手保険および金融サービス会社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクの日本法人です。2000年12月に営業を開始し、2008年6月末現在、3.8兆円の特別勘定資産残高を有し、変額個人年金保険市場でトップクラスの実績を収めています。当社は、「セカンドライフの達人」として、お客様に安心してセカンドライフを過ごしていただけるよう最適なソリューションを提供するリタイアメント・ソリューションのトップ・ブランドを目指します。

以上

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。本保険商品は、将来受け取る保険金額や解約時の払戻金額などがファンドの運用実績によって変動する変額個人年金保険／変額終身保険です。本保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をご覧のうえ、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、本リリースは販売促進およびマーケティングの一環として作成されており、ファイナンシャル・プランニングおよび法律に関する助言を提供するものではありません。これらに関しましては、専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思ひます。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2007 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。